

平成 28 年第 10 回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

平成 28 年 6 月 16 日 午後 14 時 59 分開会

午後 15 時 38 分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 教育長 平敷 昭人 | 委員 喜友名 朝春 | 委員 新崎 速 |
| 委員 照屋 尚子 | 委員 玉城 きみ子 | 委員 泉川 良範 |

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

| | | | |
|----------|--------|----------|-------|
| 教育管理統括監 | 宜野座 葵 | 参 事 | 新垣 悦男 |
| 総務課長 | 親泊 信一郎 | 教育支援課長 | 登川 安政 |
| 施設課長 | 識名 敦 | 学校人事課長 | 新垣 健一 |
| 県立学校教育課長 | 半嶺 満 | 義務教育課長 | 石川 聡 |
| 保健体育課長 | 平良 朝治 | 生涯学習振興課長 | 佐次田 薫 |
| 文化財課長 | 萩尾 俊章 | | |

4 議事関係

(1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

(2) 議事日程の決定

議事日程は、会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 平成 28 年第 9 回議事録の承認

全出席委員異議なく、平成 28 年第 9 回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

平敷教育長が、泉川委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1・沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令）について

【説明（生涯学習振興課長）】

資料に基づき、沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部

を改正する訓令) について報告を行った。

【質疑等】

特になし

(6) 議案審議

議案第 1 号・平成 28 年度沖縄県教育委員会の点検・評価報告書（平成 27 年度対象）の策定について

【説明（総務課長）】

資料に基づき、平成 28 年度沖縄県教育委員会の点検・評価報告書（平成 27 年度対象）の策定についての説明を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 点検評価は委員になって関わるのは 3 回目だが、概要版をつけたり、また今年度は裏面に新しく総括評価が載せてあったり、またその次のページには平成 27 年度県教育庁重大ニュースが載せてあったりと、年々改善されて進化していると思います。学識経験者のご意見にもありました様に P D C A の点検と評価とか、点検と課題とか、実施と成果とかわかりにくい面もありますので、今後の改善の課題だと思います。県民にもわかりやすく写真やグラフなどが取り込まれており、資料などもわかりやすく表示されていると思います。
- 玉城委員 今回初めて学識経験者との意見交換会を行いました。一定の時間をかけてこのように話し合いを積み重ねながら見直し・改善を毎年行っているということは非常に有意義だと実感しました。135 の事業が大変わかりやすく、説得力のあるものになっているということも実感いたしました。今後も、県民への説明責任を果たすべく、学識経験者との意見交流等を通してさらなる改善を図っていききたいものだと思います。
- 喜友名委員 この点検評価では教育の目標は個性を尊重するとなっており、私は 100 名いれば 100 通りの個性があると認識しております。それだけに、教育行政における県民の関心も大きいと思います。県民のアドバイスを受けながら教育行政を進めていく中では、県民の関心を高めるという意味でも、この報告書を一つのツールとして活用できる仕組みも必要なのではと思っています。今後は、この報告書の有効活用という面にもご配慮いただきたいと思っています。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第 2 号・平成 29 年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

【説明（義務教育課長）】

資料に基づき、平成 29 年度に使用する教科用図書の採択基本方針についての説明を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 基本方針に意義はありません。児童生徒の障害の状態および発達段階や、特性などを十分考慮しながら、自立・社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立って、児童生徒の持てる力を高めて、生活や学習上の困難を改善又は克服するためにこの基本方針に定められた無償配布の教科書や一般図書を有効に授業で展開してほしいと思います。現在は i P a d で授業したり、先生方が教材を研究してそれを使ったりしている。せっかく無償配布された図書があるので、これも有効活用してほしい。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

(7) 非公開の決定

議案第 3 号については人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 7 項の規定により非公開とすることが、全出席委員の同意により決定された。

議案第 3 号・市町村立学校職員の人事について

(8) その他

特になし

(9) 閉会

平敷教育長が閉会を宣言した。